

設工認共通事項に関して補足説明する内容

- 法令及び原子力規制委員会文書「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について（令和2年6月24日）」等を踏まえ、新規制基準を受けた設工認申請にあたって整理すべき事項を以下の通り体系的に整理した。（図－1 参照）
 - i. 今回の設工認申請は新規制基準を受け、既設工認から変更する事項に対して申請を行うことから、それを前提として申請書本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書、添付図面）で記載すべき事項・記載方法、申請対象設備の選定の考え方および補足説明すべき項目等を、発電炉の申請を参考に明確にする。（共通06、共通07）
 - ii. また、再処理施設等は設工認申請を行う設備が多数あることから、合理的かつ効率的に設工認申請を行う必要がある。そのため、基本設計方針の設計要求事項を踏まえて、評価、解析等に対する施設の種類、構造、評価手法等による類型化の考え方、及び類型化を踏まえた添付書類の展開方法を明確にする。（共通06）
 - iii. 今回の設工認申請は、分割して申請を行うことから、iのアウトプット（設工認申請書の各書類の記載事項）を踏まえて、複数の申請書に跨って技術基準適合性を説明する事項、複数の施設に共通的に関係する事項等に係る分割申請における申請方法を明確にする。（共通04）
 - iv. 今回の設工認申請では、申請すべき設備を漏れなく選定し設工認申請書に示す必要があることから、iのアウトプット（申請対象設備の選定の考え方）を踏まえて、具体的な申請対象設備の選定を行う。必要に応じて選定の結果を申請対象設備リストに反映するとともに、i、iiiにフィードバックし、分割申請計画に反映する。（共通09）
 - v. iiiのアウトプット（複数の構築物、系統、施設に係る事項等の分割申請における取扱い）を踏まえて、新規制基準を受けた設工認申請の具体的な分割申請計画を示す。（共通05）
 - vi. iii、vのアウトプット（設工認申請書の各書類の記載事項、複数の申請書に跨って技術基準適合性を説明する事項等の分割申請方法）を踏まえて、第1回設工認申請の申請書の構成（基本設計方針の申請範囲、基本設計方針と添付書類の紐づけ）および補足説明資料として示す事項を明確にする。（共通08）
- 分割申請計画の最終的なアウトプットはv（共通05）となり、第1回申請の申請範囲の最終的なアウトプットはvi（共通08）となる。なお、共通08と同様のものを今後の分割申請の申請書ごとに作成し、申請範囲を明確にする。

- 前頁のロジックを踏まえ、共通の各補足説明資料において、明確にする事項は、以下の通り。

【共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項】

【共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の整理】

- 新規制基準を受けた設工認申請では、既設工認に対して変更申請を行うことから、それを前提とした申請書本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項・記載方法を、発電炉の申請を参考に明確にする。
- 基本設計方針については、発電炉で実績のある前後表形式での記載方針、許可整合を踏まえた記載すべき事項の抽出の考え方を示すとともに、既工認等をもとにした変更前の記載方針を明確にする。
- 仕様表については、変更申請における変更事項を明確にすることに加え、申請対象設備の選定の考え方を明確にし、仕様表対象となる設備に対し発電炉の実績を踏まえた技術基準への適合性を示すための仕様表記載事項を明確にする。
- 添付書類については、基本設計で示した設計の基本的な概念を設計の目的を踏まえて詳細設計に展開するための実施方法、添付書類記載事項を踏まえた補足説明資料として説明すべき事項の抽出方法を明確にする。
- 基本設計方針での設計の要求事項を踏まえ評価手法、解析方法等に対して施設の種類、構造、評価手法等により類型化する考え方および類型化を踏まえた添付書類の展開方法を明確にする。
- また、申請書の各書類での記載程度については、発電炉との比較により適正化を図る方法を展開する。
- なお、今回の変更申請においては、設計変更が生じない事項もあることから、変更のない設計事項に対する添付書類の示し方を明確にする。

【共通01：1項申請と2項申請の区分】

【共通02：事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化】

【共通03：（技術基準規則）新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化】

- 1項、2項の申請区分の考え方を明確にするとともに、新規制基準を受けて追加等した要求事項を踏まえた設計変更の内容等を抽出する。
- この結果は、共通06における申請書記載事項の明確化を行う際の前提として活用する。

【分割申請における考え方（共通04）】

- 共通06のアウトプットである設工認申請の各書類の記載方針をもとに、共通01～共通03にて整理を行った結果を踏まえ、分割申請において、

複数の構築物、系統、施設に係る事項等の分割申請における取扱いを明確にする。

- 基本設計で示した設計の基本的な概念を設計の目的を踏まえて詳細設計に展開する際に、複数の構築物、系統、施設に係る事項等の分割申請における取扱いとして、火災、溢水等の具体的事例をもとに設工認申請における展開方法を示す。
- 分割申請を行う際に事業者として考慮が必要な事項（工事工程、設計進捗等）の分割申請における取扱いを明確にする。
- 共通02、共通03における新規制基準に基づき要求事項が追加等された条文及び要求内容、規則の変更によらず設計変更等した事項の整理を行った結果を踏まえ、事業許可基準規則と技術基準規則との関係を各々の規則の条文を紐づけすることにより、変更要求の変更申請における取扱い方法を明確にする。
- 共用設備の分割申請における取扱いについて、具体的事例をもとに設工認申請における展開方法を示す。

【申請対象設備の選定（共通09）】

- 共通06のアウトプットである申請対象設備の選定の考え方を踏まえて、具体的に申請対象設備の選定を行う。
- 選定作業の主要な作業となる設計図書の色塗り作業の方法を示すとともに、選定作業の作業ステップ等を示す。
- 必要に応じ申請対象設備の選定結果を共通06、共通04の検討事項にフィードバックし、1項、2項の区分、新規制基準を受けて追加等した要求事項を踏まえた設計変更の内容等を踏まえて、分割申請計画および設備リストに反映する。

【共通05：工事工程等を踏まえた分割申請計画】

- 共通04で明確にした複数の構築物、系統、施設に係る事項等の分割申請における取扱い等を踏まえ、新規制基準を受けた設工認申請の具体的な分割申請計画を示す。
- 分割申請計画においては、1項、2項の申請区分、それを踏まえた分割申請数に加え、施設・系統ごとに変更申請における変更事項を明確にする。

【共通08：第1回申請の申請書の構成】

- 共通06と共通04で明確にした申請書の各項目での記載事項、複数の構築物、系統、施設に係る事項等の分割申請における取扱い等を踏まえ、第1回申請の基本設計方針の申請範囲、基本設計方針と添付書類の紐づけ、補足説明資料として示す事項を明確にする。

以上

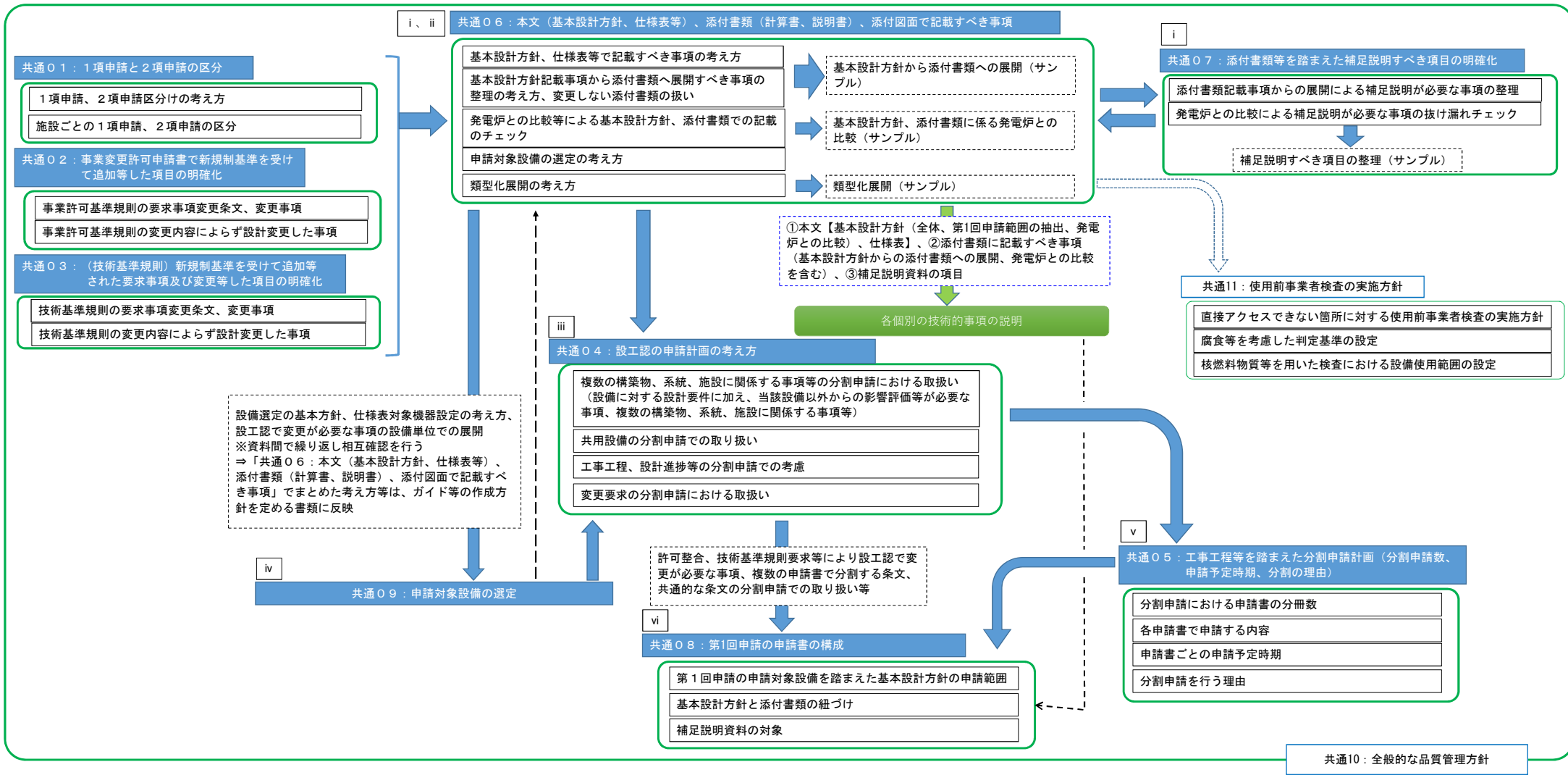


図-1 共通 補足説明資料の全体構成

【公開版】

2021年5月14日
日本原燃株式会社

全般的な品質管理方針に関する
基本ロジック（共通 10）

- 設工認申請に係る全般的な品質管理方針として、保安規定で定めた品質マネジメントシステム計画に基づき策定した設工認品質管理計画を示す必要がある。
- 設工認品質管理計画と保安規定品質マネジメントシステム計画との整合性を説明するとともに、設工認品質管理計画の内容を第1回設工認申請にあたり実施した業務実績／計画を用いて補足説明する。

以 上